

『町内会ハンドブック』とは？

現在、小松市には245の町内会があります。町内会の規模は、数世帯から数百世帯と幅広く、地域の実情に応じ、様々な特徴ある活動をしています。

これから人口減少、超高齢化など私たちの社会は大きく変化します。自然災害など、予測不可能な事態が起こる可能性もあります。また、このような背景から生じる様々な課題を解決に導くことができるのが、「町内会＝地域の絆」です。

課題解決までの道のりで、様々な問題に直面することもあります。このハンドブックは、そんな問題を解決する「カギ」となればと思っています。



目次

1 町内会について	
・町内会とは	… 4
・町内会への加入について	… 6
2 町内会の役員について	
・役員構成	… 8
・役員の任期	…10
・役員の選任	…10
・役員の事務引き継ぎについて	…11
・引継ぎ文書について	…11
3 地域協議会について	
・地域協議会とは	…13
・活動の流れ	…13
4 市役所を活用しよう	
・出前講座	…15
・知って得する市の助成制度(抜粋)	…17
・いろいろな表彰制度(抜粋)	…30
・Q&A	…32
5 ご協力をお願いしています	
・各種委員(主なもの)	…57
・募金	…58
6 チェック！！	
・手続きチェックリスト	…61

【防災・除雪関係早見表】

・町内会施設整備補助金(Eコース)	…20
・防災に関する助成	…24
・防災関係Q&A	…32

1 町内会について

- 町内会とは
- 町内会への加入について

町

内会とは・・・

一定の地域に住んでいる人々が、お互いに助け合いながら生活環境を維持・向上させ、明るく住みやすい地域をつくるために作られた自主的な組織です。無関心や他人任せではなく、地域に住んでいる人々がお互いに十分話し合い、協力しあい、これからのまちづくりについて考えていきましょう。



【町内会の基本的な役割・意義】

◇地域の コミュニケーション

地域に住んでいる人同士が、様々な行事(お祭り・運動会・文化祭など)を通じて、住民同士の連携を深めていきます。



◇明るく 住みやすい 地域づくり

ごみ、交通安全、防犯、防災など、一人ひとりの力だけでは解決することの難しい問題を地域全体で考え、明るく住みやすいまちづくりにつなげていきます。



◇助け合い・ 支え合う まちづくり

一人暮らしの方や体の不自由な方への声かけや助け合いなどで不安が和らぎ安心した生活を送ることができます。安全・安心なまちづくりを目指します。



◇行政との連携

地域における問題は様々な分野に及ぶため、町内会だけでは解決できないような問題が起きた場合に、市と連携・調整をとっていきます。





町内会への加入について



◇チラシ等で分かりやすく伝えましょう

町内会加入のメリットについては、いざというときの助け合いという安心感が得られること、自分の生き甲斐や、やり甲斐につながるものがあげられます。町内会はこんなところといったチラシ等を作ってみてはどうでしょうか。

◇仕事は分担しましょう

役員だけで活動を行うことは、大変な負担です。みんなに役割を振り分けてみてはどうでしょうか。多くの人の協力を得て仕事を分担すれば、一人ひとりの負担も少なくなりますし、やり遂げた時の喜びや達成感も分かち合えます。

◇「ちょっと」のきっかけづくりを大切にしましょう

町内会の、ある活動にたまたま参加したことからはまる加入もあると思います。未加入者や転入者が加入しやすいきっかけづくりについても考えましょう。子ども達の活動にちょっとしたお手伝いをお願いするなど、家族で参加できる活動を工夫することも大切です。

◇個人情報の取扱いについて共通理解を図りましょう

「個人情報の保護」という言葉をよく耳にすることと思います。事情にもよりますが、地域に暮らす方の中にはプライバシーの保護について過剰に心配している方もいるでしょう。世帯の情報や連絡先などについて、町内会で名簿を作っているところも多いと思いますが、その取り扱いについて町内会で共通理解を図りましょう。大切な情報を守るためには正しい管理が必要です。どうして個人情報が必要なのかについて、目的をはっきりさせることで理解を得ることも大切です。

2 町内会の役員について

- 役員構成
- 役員の任期
- 役員の選任
- 役員の事務引継ぎについて
- 引継ぎ文書について



員構成

町内会がまとまりを保ちながら様々な活動を効果的・円滑に進めていくためには、会長をはじめとした役員による体制を確立し、各役員
の役割分担や連携のあり方を明確にすることが大切です。

役員は、日常的には会員の意見を聞き、また情報を伝達しながら町内会の目的の実現を図るための機関であり、対外的には会の代表
をすることとなります。

代表的な役員を挙げてみましょう。

◇会長

町内会の代表者であり、全体の責任者です。地域のまとめ役として、他の役員や地域住民がそれぞれの立場で充分力を発揮できる環境づくりを行い、町内会活動を活発にしていく役割があります。また、対外的な交渉や会の意志を行政等に伝える役割、他の役員と協議しながら町内会活動の基本的な方向を示し、会の活動をリードしていくリーダーの役割もあります。

◇副会長

会長を補佐し、時には会長の役割を代行する役割があります。会長と連携して町内会の運営を行います。自治体によっては、どうしても会長に大きな負担がかかってしまうことから、担当副会長制(行事などの役割ごとに副会長が代表者として動くことで会長の負担を軽減する)をとる町内会もあるようです。

◇書記

会議や事業に関する記録をします。町内会によっては、その他事務全般などを受け持つこともあります。

◇会計

町内会のお金の出入りに関する事務を行う、出納責任者の役割があります。町内会の会員からの信頼を得るためには、会の収支がわかるような書類を用意し、明朗にすることが大切です。

◇監事

町内会の会計や事業の実施状況のチェックを行います。予算や事業の執行が会の目的にそって適正に進められているかどうかを確認します。

◇班長(組長)

町内会を構成している班組の班長(組長)を町内会の役員にしている町も多いようです。回覧や各世帯への配付物等の取りまとめや町内の行事等への参加の取りまとめをするなど、いわば、町内会の縁の下の力持ち的な役割があります。

◇その他の役員

専門委員や専門部会を置いている町内会や、顧問・相談役を置いている町内会、女性会や老人会などのリーダーを役員にしている町内会もあります。また、町内会の事務所に町内会の事務に従事する事務員を置いている町内会もみられます。

役

員の任期

役員の仕事は、各町内会の会則で定められていますが、会計年度にあわせて1年もしくは2年(ただし再任は妨げない)としているところが多いようです。任期についてはそれぞれ地域のおかれている状況によって決められていますが、途切れることなく会の運営を行っていくための工夫や、会長をはじめとした役員への負担を分散することにより役員への負担を確保する工夫が大切になってくると思われます。

町内会によっては、任期が終了したあとも会長や役員経験者が次年度も役員や顧問・相談役として残るところや、副会長を経験した方が町内会長になるところもあります。また、任期が2年の町内会の中に、会の運営をスムーズにするために、任期が来たときに役員を半数を交代する工夫をしているところもあるようです。

役

員の選任

役員を選出する方法についても「選挙」「推薦」「輪番制」「抽選」など、いろいろな方法で行われ、それぞれの地域の状況に最も適した方法によって役員を選出し、会員一人ひとりが役員としての気持ちで活動に参加していくことが大切です。

ただし、抽選や輪番制を採用する場合は、小さい子どもや介護を要する家族を抱える世帯、高齢者だけの世帯などについては配慮することも大切です。

役

員の事務引継ぎについて

役員や担当者が代わっても町内会の運営が滞らないようにするには、旧役員から新役員への引継ぎをしっかりと行うことが大事です。

役員の役職ごとに必要な資料や記録を整理して専用のファイルに綴じて後任者に渡すなど、書類によって引継ぎを行っているのが一般的ですが、パソコンが普及している今日では、紙の書類に加えて電子データを添付する引継ぎを行っているところもあるようです。

各種の必要文書の雛形が電子データで引き継がれれば、始めから新しい文書を作成しなおす手間が省けるなど、町内会の事務運営の効率化が図れます。また、手書きの書類では、これまでの話し合い等の経過がわかる形で引継ぎできるというメリットもあります。

後任者にとって分かりやすいように事務を引き継いでいくことが大切です。そのため、文書やデータだけではなく、旧役員と新役員が十分にコミュニケーションを図った引継ぎを行う必要があります。

引

継ぎ文書について

前項目にもありますが、スムーズに事務を引き継ぐため、日頃から気づいたことをメモや記録に残し、誰が読んでもわかるような文書を作成するよう心がける必要があります。行事を行った後に気づいたことをメモして報告書として取りまとめておいたり、会場の設営状況や様子などの写真と一緒に引き継ぎデータをまとめておくと、次の年に同じような行事を行う人にとっては大変参考になると思われます。

町内会事務所のある町では、事務所に必要書類や資料を保存しているところもあるようです。

3 地域協議会について

- 地域協議会とは
- 活動の流れ



地域協議会とは

小松市では平成 30 年 12 月に「小松市はつつとした地域とひとつづくりの推進に関する条例」を制定し、共創のまちづくりを進めています。

地域協議会とは、地域のさまざまな団体が力を合わせて、地域の困りごとや不安をみんなで解決したり、地域の将来について考える場です。

構成団体	町内会、公民館、老人会、女性会、こども会、青壮年会、社会福祉協議会、民生児童委員協議会、消防団、PTA、学校、ボランティア団体、NPO 団体、事業所など
------	--

◇活動の流れ

- ① まちのみんなへ参加を呼びかけましょう
- ② 運営ルールを決めましょう
- ③ 活動計画を考えましょう
- ④ 地域協議会を設立し市へ登録を行いましょう
- ⑤ みんなで活動を始めましょう
- ⑥ 財政支援が必要な場合は補助金の申請をしましょう

17 ページで「地域協議会等活動補助金」について紹介しています！

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

4 市役所を活用しよう

- 出前講座

- 知って得する市の助成制度(抜粋)

- いろいろな表彰制度(抜粋)

- Q&A
 - ・防災関係
 - ・道路・下水関係
 - ・放送・防音関係
 - ・ごみ関係
 - ・動物関係
 - ・健康・福祉関係
 - ・その他



前講座

小松市では、市内の各種団体向けの講座などを設けております。町内会の活動で利用されてみてはいかがでしょうか。



◇環境出前講座

環境やごみの分別について、皆さんのところへ講師を派遣し、分かりやすくお話しします。町内会や公民館、PTA、子ども会、保育所などの行事の一環としてご利用ください。「こまつ環境パートナーシップ」の会員や担当課の職員が講師となります。

【担当】環境推進課 ☎24-8069

◇こまつ市民博士

様々なジャンルで知識・技能・特技を持つ「こまつ市民博士」を、地域団体やサークル、学校などへ紹介する制度です。

【担当】生涯学習課 ☎24-8128

◇スポーツ推進委員

地域でのスポーツ大会や小学生の親子レクリエーション等でスポーツの指導を行います。町内会や子供会、PTA、老人クラブなど各種団体から要望があれば出向きます。

【担当】スポーツ育成課 ☎24-8139

◇出前考古学講座

学校や公民館などの希望に応じて、埋蔵文化財センターの職員が講師となり、出前考古学教室を開いています。学校の授業や行事、町内の文化祭などの催し物に利用できます。考古学講座、古代ものづくり体験などがあります。

【担当】 埋蔵文化財センター ☎47-5713

◇介護予防講座

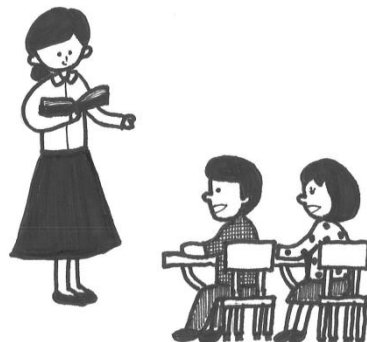
老人クラブ等を対象に、地域全体で介護予防に関する知識とその重要性についての認識を共有するために、講座等を開催します。また、近年、認知症高齢者の増加に伴い、認知症を正しく理解し、認知症の人をやさしく見守る認知症サポーターの養成講座を継続的に実施しています。

【担当】 長寿介護課 ☎24-8168

◇市政情報講座

職員がまちへ出向き、市の施策などを分かりやすくご説明します。テーマは全部で100以上。希望のテーマが無い場合でもお気軽にご相談ください。講師派遣料は無料です(施設使用料や材料費が必要な場合は、申込者の負担になります)。

【担当】 広報秘書課 ☎24-8016





知って得する助成制度(抜粋)

制度を利用する際は、事業着手前に担当課と相談願います。
助成は、予算の範囲で実施されます。

◆地域活動や公民館等に関する助成◆

◇地域協議会等活動補助金

地域協議会等の活動及び運営体制構築を支援します。

地域づくり支援事業	①地域ビジョン策定	地域の活動指針作成	補助率 3/4 上限 200 千円/年 (3年間に1回まで)
	②地域 ICT 推進	地域連絡アプリ導入 (結ネットなど)	補助率 3/4 上限 500 千円/年
	③地域交通導入	乗合いワゴン運行 <1 協議会 1 台まで>	補助率 3/4 上限 1,000 千円/年
	④地域防災・防犯	地域の安心・安全を高める活動	補助率 10/10 上限 300 千円/年
	⑤コミュニティ活性化事業	その他創意工夫による新たな活動	補助率 3/4 上限 300 千円/年
	⑥次世代育成	地域の若年代代(50歳未満)が中心となり※新規企画する、地域の課題解決や活性化を目指した事業	補助率 3/4 上限 500 千円/年 ※地域の 50 歳未満の方 5 名以上の参画が必須

※④については、重点テーマとして設定、令和7年度まで補助率を 3/4 から 10/10 に引き上げて重点的に支援します。

※①②③④⑥については、地域協議会設立を目指し、同校下内の他団体と連携する校下連合町内会においても活用いただけます。

コミュニティ支援事業	⑦運営体制構築	活動の中心となる コミュニティリーダー	補助率 3/4 上限 1,000 千円/年
------------	---------	------------------------	--------------------------

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

◇コミュニティ助成事業補助金(宝くじ助成)

【募集期限:7月 31 日(月)】

①一般コミュニティ助成事業

コミュニティ活動に必要な備品の整備に対し助成をします。

・助成額:100 万円から 250 万円まで(補助率 10/10)

②コミュニティセンター助成事業

公民館などの新築または大規模改修に対し助成をします。

・助成額:上限 1,500 万円(補助率 3/5)

③自主防災組織育成助成事業

自主防災組織又はその連合体が行う防災活動に必要な設備等の整備に対し助成をします。

・助成額:30 万円から 200 万円まで(補助率 10/10)

※いずれも財団法人自治総合センターの宝くじ普及広報事業の助成事業を活用するものです。応募の町内会が複数の場合、抽選となります。

【担当】 ①②地域振興課

☎24-8397

③危機管理課

☎24-8150



◇地域貢献活動団体設立費助成金

はつらつとした「ひとつくり」「地域づくり」を共創で推進する地域貢献活動(地域コミュニティ活性化・生涯スポーツ推進・地域福祉・ECO推進)を新しく始めようとする団体の設立を支援します。

対象団体	5名以上かつ市内在住者(在勤・在学を含む)を主な構成員としたボランティア団体、市民団体、NPO法人等で、結成5年以内の団体
助成要件	<ul style="list-style-type: none">・小松市内で新しく始めようとする地域貢献活動・2年以上活動を継続すること・特定の個人、団体のみが利益を受ける活動ではないこと・営利活動、宗教活動、政治活動ではないこと・国、県、市の他の助成制度の適用を受けていないこと
対象経費	<ul style="list-style-type: none">・報償費(外部講師への謝金等)・消耗品費・器具費(事業の実施に必要なものに限る・上限有)・印刷費・委託費・役務費(障害保険料、郵便料金等)・使用料、賃借料(事業に必要なものに限る)
助成額	最大5万円
募集期間	4月1日～随時受付中

皆さんの自主的な地域貢献活動のアイデアをお待ちしています！

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

◇町内会施設整備補助金

地域が主体となって取り組むコミュニティ施設の整備や防災倉庫の整備、生活道路の補修、除雪機械購入の費用を助成します。

【募集時期】A, B, D, F は 4/1～5/19 までで、前年度指定時期に
事前相談のあった事業を優先して予算の範囲内で、事前相談の
無い事業は同予算の範囲内で抽選により交付決定します。

C, E(あんしん・安全装備)は随時受付。

助成コース	対象者	対象経費	最低事業費	助成率 助成限度額		
Aコース コミュニティ施設 (公民館・集会所) (新築、増改築の場合 は県補助の対象とな る必要があります。 申請件数が増えて います。前年度に 事前相談ください。)	町内会	新築工事費	400万円	3/4 2,140万円		
		市補助		1/2 1,320万円		
		県補助		1/4 820万円		
				増改築工事費	200万円	3/4 1,430万円
				市補助		1/2 840万円
				県補助		1/4 590万円
		改装・修繕費 (空調設備含む)	40万円 (20万円)	1/4 500万円		
		バリアフリー化 LED化	20万円	1/4 上乗せ100万円		
Bコース 運動場、緑地・公園 地域活動拠点(防災 倉庫棟)	町内会 連合会	工事費	40万円	1/2 300万円		
Cコース (セルフビルド方式) 生活道路、生活排水路 カーブミラー、防犯 カメラ	町内会	原材料費 機材費	—	10/10 25万円		
Dコース バス待合所・ベンチ	町内会	工事費 ベンチ購入費	15,000円	2/3 50万円		

助成コース	対象者	対象経費	最低事業費	助成率 助成限度額
Eコース あんしん・安全装備	町内会	除雪機械購入	—	7/10 小型 70 万円 乗用 300 万円
		除雪機械借上 (1 シーズン)	—	7/10 20 万円
		燃料費補助	—	10/10 2 万円
Eコース あんしん・安全装備	町内会 自主防 災組織	防災器材 〔消火器 消防用ホース 小型動力ポンプ C1 級 B3 級〕	—	1/2 3 万円 1/2 5 万円 25 万円 40 万円
		災害救助器材 火災使用消火器	※器材は一例	1/2 3 万円 10/10 全額
Eコース あんしん・安全装備	地域自衛 消防隊	あんしん器材 〔AED 簡易ベッド 簡易トイレ (マンホールトイレ含む) 簡易スロープ 音声翻訳機〕	—	1/2 10 万円
		Fコース 町内掲示板	町内会で設置 管理する掲示 板の新設また は修繕	—

※学習等供用施設など他の補助との併用はできません。

【担当】 A B D F 地域振興課 ☎24-8397
C 道路課(道路担当) ☎24-8086
E(除雪機械) 道路課(管理担当) ☎24-8085
E(上記以外) 消防本部中消防署 ☎20-2714

◇学習等供用施設の新設・大規模改修

学習等供用施設の新設・大規模改修は、防衛省の補助制度を活用し実施できます。

【担当】 空港・基地政策課 ☎24-8045

◇学習等供用施設の修繕

学習等供用施設の修繕に対する経費を補助します。

・補助対象修繕:学習等供用施設の指定管理者(町内会)が実施すべき修繕で、かつ、修繕額が10万円を超える修繕。

・補助額:修繕額から10万円を控除した額に、下記の補助率を乗じた額。(千円未満の端数は切り捨て)

補助率 1級防音施設:60%、2級防音施設:40%

【担当】 空港・基地政策課 ☎24-8045

◆道路や景観などの整備に関する助成◆

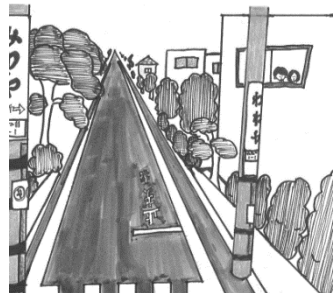
◇町道整備事業

町内会が実施する町道の整備事業の補助をします。一般交通の用に供し、住宅が存在することや道路幅員2.5m以上などの基準があります。

・補助対象限度額:150万円

・補助率:70%

【担当】 道路課 ☎24-8086



◇急傾斜地崩壊防止対策事業

急傾斜地の崩壊を防止する工事を行います。人家の有無や崖高等の基準があります。

- ・補助率:70%

【担当】 内水対策室 ☎24-8089

◇LED防犯灯の支給

町道や市道のLED防犯灯(道路照明灯は除く。)は、町内会からの申請に基づき支給しています。工事費、維持管理費は町内会で負担していただいています。

- ・申請受付月:2月~3月(1町内会において年1回)
- ・器具支給月:8月~9月

【担当】 道路課 ☎24-8088

◇小松市花壇づくり事業

花と緑のまちづくりを推進するため、道路に面した花壇の設置、又は苗木の植栽に対し、その経費の一部を助成します。

- ・花壇 1 m²辺り 8,000 円(上限 20 m²まで。個人の場合は 10 m²まで)
- ・苗木購入費の 2 分の 1(限度額は 10 万円。個人への補助はありません。)

※同一事業に対し両方の助成を受けることはできません。

【担当】 緑花公園課 ☎24-8102

◇花と緑のまちづくり花飾り事業

花と緑のまちづくり推進団体に対し、次のどちらかの支援を行います。

- ・花苗提供・・・年2回を予定。詳細については推進団体代表へ案内を送付。
- ・助成金交付・・・1㎡あたり2,000円。上限20㎡まで(年2回以上花の植替えをした場合)

【担当】 緑花公園課 ☎24-8102



◆防災に関する助成◆

◇自主防災組織防災訓練補助金

自主防災組織の防災訓練を行うための必要な経費について補助します。

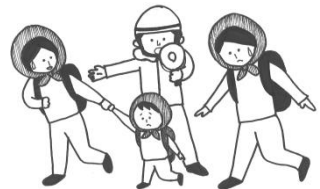
- ・交付回数:1つの自主防災組織に対して1会計年度に1回
- ・補助金額:防災訓練を行うための必要な経費の2分の1の額
- ・限度額:1,000世帯未満の組織→2万円
1,000世帯以上の組織→4万円

結成初回については、限度額は上記の2倍となります。

※複数組織で防災訓練を行う場合、下記の金額が加算されます。

- ・加算額:2組織～3組織→1万円 4組織～9組織→3万円
10組織以上 →5万円

【担当】 危機管理課 ☎24-8150



◇高齢者、障がい者等世帯屋根雪下ろし補助金

積雪で屋根雪下ろしができない高齢者、障がい者等を助けるため、地域ぐるみで支援する町内会に対して必要な経費を補助します。

- ・65歳以上のみ的高齢者世帯や重度障がい者のみの世帯や母子世帯などで町内会の認定した世帯が対象となります。この際その地区の民生委員の同意が必要です。
- ・屋根雪下ろしができる方がいる世帯や金沢市以南の石川県内に扶養義務者(子・孫・兄弟姉妹等)がいる場合は、対象外となります。
- ・補助の額は、屋根雪下ろしに必要な経費の範囲内です。
- ・限度額:認定をした世帯1軒1回につき3万円

【担当】 長寿介護課 ☎24-8053

◇連動型住宅用火災警報器に関する助成

火災発生時に別の部屋や屋外などにも警報音を鳴らす連動型住宅用火災警報器の普及を図り、早期発見、早期避難による火災被害の低減を推進しています。

① 連動型住宅用火災警報器の貸与

一人暮らし75歳以上の高齢者に対し、連動型住宅用火災警報器を貸与します。

・貸与の内容及び負担金

- | | |
|-----------------|--|
| Aタイプ(2,000円)... | 親機1個(高齢者宅の寝室)
子機1個(補助者宅) |
| Bタイプ(3,000円)... | 親機1個(高齢者宅の寝室)
子機2個(高齢者宅の台所、補助者宅) |
| Cタイプ(2,000円)... | 親機1個(高齢者宅の寝室)
火災SOSブザー1個(高齢者宅の外壁等) |
| Dタイプ(3,000円)... | 親機1個(高齢者宅の寝室)
子機1個(高齢者宅の台所)
火災SOSブザー1個(高齢者宅の外壁等) |

② 連動型住宅用火災警報器設置費補助金

65 歳以上の高齢者、障がい者又は未就学児がいる世帯が連動型住宅用火災警報器を設置する経費を補助します。

・補助率 1 個当たり 購入費の2分の1の額

(千円未満の端数切り捨て)上限額 3,000 円 / 最大4個まで

【担当】消防本部予防防災課 ☎20-2709

◇小松市感震ブレーカー設置補助金

震災時における電気に起因する火災を抑制するため、感震ブレーカーの設置に対する経費を補助します。

(1)コンセントタイプ

・補助額:補助対象経費の3分の2の額(千円未満の端数切捨て)

上限額 8,000 円

(2)簡易タイプ

・補助額:補助対象経費の3分の2の額(千円未満の端数切り捨て)

上限額 2,000 円

※感震ブレーカーは、「感震ブレーカー等の性能評価ガイドライン」

(内閣府)で定める性能評価一般社団法人日本消防設備安全セ

ンター(推奨)を有するものが対象となります。

【担当】消防本部予防防災課 ☎20-2709

◆ごみ集積場などの環境整備に関する助成◆

◇ごみ集積場整備事業補助金 ※令和5年4月から拡充

区 分	上限金額	補助額
新設 修繕	ごみ集積場1個につき 25万円	要する経費の 2/3

※一度交付を受けた集積場かごは7年間補助金の申請ができません。令和4年度までの「ごみ集積場設置事業補助金」「景観配慮型ごみ集積場設置事業補助金」により新設・修繕などした場合、その集積かご単位が適用の対象となります。

※下欄の補助金と併用可能です。

◇ごみ集積場関連整備事業補助金 ※令和5年4月から拡充

区 分	上限金額	補助額
新設 修繕	ごみ集積場所1か所につき 10万円	要する経費の 2/3

※一度交付を受けた設備は7年間補助金の申請ができません。令和4年度までの「ごみ集積場設置事業補助金」「景観配慮型ごみ集積場設置事業補助金」により新設・修繕などした場合、その集積かご単位が適用の対象となります。

※上欄の補助金と併用可能です。

◇集合住宅専用ごみ集積場設置事業補助金

集合住宅専用のごみ集積場の新設に対する経費を補助します。なお、設置にあたっては設置者(集合住宅管理者)と町内会の共同申請が必要です。

区分	上限金額	集積場の 利用世帯数	補助額
新設増設/ 修繕	8万円	10世帯以上	要する経費の 1/2

◇地域の拠点型リサイクルステーション(小松市地域における環境活動の拠点)設置事業補助金

廃棄物の再利用を促進するための自主的な活動を推進するため、環境活動の拠点となる建物の設置に要する経費を補助します。

- ・補助額:ごみ集積場の設置に要する経費の3分の2
- ・限度額:200万円

【担当】環境推進課 ☎24-8069

そのほかの活動支援制度



そのほかの活動支援制度

◇公衆街路灯LED設置費用貸付事業(～令和7年3月31日)

貸付対象費用:町内会が維持管理する公衆街路灯にかかる以下の工事費用

- (1) LED型街路灯の新規設置費用
- (2) 既設の蛍光管型街路灯のLED型街路灯への更新
- (3) 既設の街路灯のLED交換

貸付額:対象費用の10/10(1万円未満切捨て)

償還期間:5年(無利息)

■各種補助制度

制度名	内容	補助率	担当課
空港周辺集会施設等資器材整備	空港周辺住民の生活改善や地域活性化のため、空港振興・環境整備支援機構の補助を活用して備品等購入を支援	80%	空港・基地政策課 ☎24-8045
行政連絡等事務費	市民への文書、広報等の伝達送達・回覧・配付等の事務委託	・1世帯千円 ・20世帯以下の町内は一律2万円	地域振興課 ☎24-8397
公衆街路灯補助金	各町内管理の公衆街路灯の電気料金を一部補助	4月の電気料(調整費等を除く)×12ヶ月×80%	地域振興課 ☎24-8397
老朽危険空き家解体補助事業補助金等	老朽危険空き家家の解体工事を一部補助及び町内会に対する緊急避難措置への補助	5千円/m ² 又は緊急避難措置費の2/3 上限50万円	建築住宅課 ☎24-8106
児童遊園遊具修繕事業費補助金	遊園遊具の設置・修繕に対する補助金	1/2 上限20万円	子育て環境課 ☎24-8175
【新規】地域連携型こども食堂支援事業補助金	子どもが地域で安心して過ごすことのできる居場所「こども食堂」を、地域と共に開設する取り組みへの補助(すでに開設されているものも含む)	1団体につき 上限20万円 (予算の範囲内)	子育て支援課 ☎24-8073

いずれの制度も詳しくは担当課にお問い合わせ頂か、
小松市ホームページ等をご覧ください。



ろいろな表彰制度(抜粋)

◇小松市自主防災組織表彰

自主防災の活動についてその功績が
顕著な個人または団体を表彰。

《対象》

- ① 自主防災組織が実施する防災訓練等の活動が顕著で他の模範となるもの
- ② 自主防災組織に対する啓発活動及び研究教育活動に尽力し功績のあったもの
- ③ 自主防災組織に継続的にかかわり、地域防災力の向上に寄与したもの



【担当】 危機管理課 ☎24-8150

◇こまつまちなみ景観賞

都市景観の向上と市民のまちづくりに対する意識の高揚を図り、小松の自然、風土に調和し、優れた景観づくりに貢献している建築物などを選び、それに携わった人を表彰。

- ① まちなみ部門
- ② まちづくり活動部門
- ③ 広告部門
- ④ 夜間景観部門

【担当】 まちデザイン課 ☎24-8099



◇花と緑のまちづくり表彰

花と緑が美しいまちづくりに関する市民運動として顕著な功績のあった個人及び団体を表彰。

- ① 花のコンクール表彰…花壇などの美しさや活動内容を審査。
年1回開催。
- ② 花と緑のまちづくり推進功労者表彰

【担当】緑花公園課 ☎24-8102



◇こまつECOまち表彰

町内会の環境活動に対し、町内会、ごみ収集業者、市と3者で評価し、評価ポイントの高い町内会を表彰。

【担当】環境推進課 ☎24-8069



& A

◆防災関係◆

Q 「ハザードマップ」のことを知りたいのですが…

A 洪水ハザードマップには、避難所が示してありますが、どの避難所に避難するかについて指定はありません。洪水ハザードマップは、災害が起こる前にあらかじめ避難経路、避難所を考えていただくために作成したものです。実際には、災害の状況に応じて避難所が開設されます。防災行政無線や「こまつ防災アプリ」、LINE 等でお知らせしますので、開設された避難所を選んで避難してください。梯川の洪水ハザードマップを、市役所の総合案内または危機管理課で提供しています。また、「こまつ防災アプリ」やホームページでも公開しています。



【担当】 危機管理課 ☎24-8150



Q 町内の避難所はどこですか？

A 本市では小中学校や体育館など、一定期間避難が可能な指定避難所として67箇所を指定しています。また、木場潟公園、芦城公園など、一時的に避難する指定緊急避難場所として28箇所指定しています。お近くの小中学校、体育館が最寄りの指定避難所になっているほか、こまつドーム、市民センター、うららなども指定されています。

【担当】 危機管理課 ☎24-8150

Q 避難情報について教えてほしいのですが・・・

A 市民の方への避難の情報については、市の災害対策本部などで現在の状況、今後の雨量予測などの情報をもとに判断して、対象地域に対して「5段階の警戒レベル」を用いて発令します。

◆警戒レベルは、洪水、土砂災害、高潮、内水氾濫の場合に伝達します（津波は対象外）

警戒レベル1	気象庁が発表
早期注意情報 ⇒	災害の心構えを高めましょう
警戒レベル2	気象庁が発表
注意報 ⇒	避難行動を確認しましょう
警戒レベル3	市が発表
「高齢者等避難」⇒	危険な場所から高齢者・障がいのある方等は避難しましょう（他の方は必要に応じ、危険を感じたら自主的に避難）
警戒レベル4	市が発表
「避難指示」 ⇒	危険な場所から全員避難しましょう
～ <u>警戒レベル4までに危険な場所から必ず避難！</u> ～	
警戒レベル5	市が発表
「緊急安全確保」⇒	既に災害が発生している状況です。直ちに命を守るための最善の行動を取りましょう

◆上記の避難情報によることなく、身の危険を感じたら、迷わず避難を開始してください

【担当】 危機管理課 ☎24-8150

Q 町内会(自主防災組織)で防災訓練を行いたいが、
訓練の指導等を市でやってもらえますか？

A 町内会(自主防災組織)で行う訓練については、消防本部に相談してください。

【担当】 消防本部中消防署 ☎20-2714

◆道路・下水関係◆

Q 横断歩道や停止線を設置したい・うすくなっているので
引き直してほしいのですが…

A 横断歩道等は公安委員会が設置しますので、小松警察署交通安全課(☎22-0110)にお尋ねください。

【担当】 道路課 ☎24-8085

Q 道路や歩道に転落防止柵が欲しいのですが…

A 市道において、道路・歩道の脇が水路や崖等で危険な場所は、
現地確認調査後、優先順位を考慮して対応します。

【担当】 道路課 ☎24-8088

Q 道路を管理している所はどこですか？

A 道路はその種類によって管理しているところが違います。

- ・市道：道路課 ☎24-8085
- ・町道：各町内会
- ・農道・林道：農林水産課 ☎24-8079(農道)
☎24-8081(林道)
- ・国道8号以外の国道及び県道：南加賀土木総合事務所
☎21-3333
- ・国道8号：加賀国道維持出張所 ☎076-276-0797

【担当】道路課 管理担当 ☎24-8085

Q 道路交通標識は、どこが管理していますか？

A 道路交通標識の保守について、道路交通標識で「止まれ」等の交通規制がかかる看板の設置・管理については警察の管轄になります。詳しくは、小松警察署交通安全課(☎22-0110)までご連絡ください。

また、落石注意等の注意喚起となる道路の状況をお知らせするような標識は、市役所で設置しています。

【担当】道路課 ☎24-8088

Q 除雪のことについて聞きたいのですが・・・

A 市が対象としている除雪路線については、あらかじめ町内会にお知らせします。狭い生活道路については、無理な除雪により生

垣や塀などが破損することがあるため、市民の皆様で除雪をお願いします。また、除雪作業後の道路わきの堆雪についても、市民の皆様で除雪していただくようご協力をお願いします。国道及び県道についての担当機関は下記の通りです。

・国道8号以外の国道及び県道

：南加賀土木総合事務所 ☎21-3333

・国道8号：加賀国道維持出張所 ☎076-276-0797

【担当】 道路課 ☎24-8085～8089

Q 町内会で下水処理場を見学したいのですが…

A 下水処理場(中央浄化センター)で見学を受け付けておりますので、中央浄化センターまでお問い合わせください。

【担当】 中央浄化センター ☎21-9373

Q 町内会で下水道の組合をつくるとメリットはありますか？

A 小松市では、町内で排水設備促進組合を設立し、下水道の接続促進活動に取り組むことに対し、一定条件の下で助成金を交付しています。

【担当】 料金業務課 ☎24-8098

Q 町内の下水道はいつごろ整備されますか？

A 下水道の整備は、年度ごとに整備区域を定めて行っています。地区や場所によって大きく異なる場合がありますので、お知りになりたい土地の地番でお尋ねください。

【担当】 上下水道建設課 ☎24-8091

Q 下水の漏れや詰まり、マンホールの異常がみられるのですが…

A 下水が敷地内の公共柵や道路上のマンホールから漏れている（詰まっている）、マンホールのまわりが陥没している、マンホールの蓋が割れているなどの症状がでている場合は、お問い合わせください。

【担当】 上下水道管理課管路維持担当 ☎24-8158



Q 通学路で危ないところがあるがどうしたらよいですか？

A 具体的に危ない場所を教育庶務課へご連絡ください。その通学路を使用する子ども達へは、通学の際に注意するように関係小学校・中学校を通じて周知します。

道路の補修などが必要になる場合は、その場所の道路管理者（市道の場合は、道路課など）へ連絡をします。

【担当】 教育庶務課 ☎24-8120

◆放送・防音関係◆

Q 町内放送の戸別受信機を設置したいのですが…

A 町内放送の戸別受信機については、町内会を通じて市へ申込んでいただきます。無線整備や整備完了後の取り扱いに関することは、危機管理課までお問い合わせください。

【担当】 危機管理課 ☎24-8150

Q 町内放送やお茶の間ガイドが聞こえないのですが…

A ① まず、設置した戸別受信機について、設置場所を変えたり、アンテナを短くしたりして受信感度が悪くなっていないか、コンセントが抜けていないか、音量のボリュームなども確認してください。それでも聞こえない場合は、危機管理課までお問い合わせください。

② 個人宅だけでなく、町内全体の個別受信機から放送が流れない状況であれば、危機管理課で対応します。

【担当】 危機管理課 ☎24-8150



Q 行方不明者捜索依頼の放送をお願いしたいのですが…

A 警察に通報していない場合にはすぐに最寄りの交番又は小松警察署(☎22-0110)に連絡してください。また、町内会長への連絡もお願いします。

町内会からの依頼により放送を行います。

【担当】 危機管理課 ☎24-8150

Q 住宅防音工事について教えてほしいのですが…

A 航空機による騒音の障害を防止または軽減するために行う住宅の防音工事に対して国(防衛省近畿中部防衛局)が助成する制度です。防衛大臣が指定する小松基地周辺の区域に昭和59年12月20日以前に建てられた住宅が対象となります。

内容

① 防音工事

住宅を防音仕様にする工事です。補助率は100%(限度額あり)です。

② 空気調和機器復旧工事

過去の防音工事で設置した空気調和機器(エアコン、換気扇、レンジ扇)を取り替える工事です。補助率は90%(生活保護世帯・中国残留邦人は100%)です。

③ 防音建具機能復旧工事

過去の防音工事で外部開口部に設置した防音建具(ふすま等の内部木製建具は対象外)を取り替える工事です。補助率は100%です。

※②③は設置後10年を経過し、故障などのため当初の機能を保持していないものが対象。

詳しくは、防衛省近畿中部防衛局のホームページを確認していただくか、または、近畿中部防衛局 企画部 防音対策課 住宅防音係 電話06-6945-4967(直通)までお問合せください。

受付時間は、平日10時～17時(ただし、12時～13時除く。)

【担当】 空港・基地政策課 ☎24-8045

◆ごみ関係◆

Q ごみ出しかレンダーがほしいときやごみの分け方がわからない時はどうすればよいですか？

A ごみ出しかレンダーや家庭ごみの「分け方、出し方」の手引きは、市役所の総合案内や環境推進課、南部行政サービスセンター

及び小松駅前行政サービスセンター(うらら内)でお渡しします。小松市ホームページ内(町別ごみ収集・早見表家庭ごみの「分け方、出し方」の手引き)からも各町内会のごみ収集日をご覧ください。

また、ごみ分別辞典WEBサイト「ごみサク」や「こまつのごみ分け方・出し方検索アプリ」からも分け方・出し方を簡単に検索できます。パソコンやスマートホンで「小松市ごみサク」または「こまつのごみ」と検索してください。

【担当】環境推進課 ☎24-8069



Q 町内会のごみ集積場を移動したいのですが…

A ごみ集積場は、ごみ収集車の通行及び収集作業が円滑に行え、交通安全上支障がなく、除雪等の管理しやすい位置に設置する必要があります。そのため、ごみ集積場の設置位置については、事前(計画時)に環境推進課に相談してください。申請は、位置が変更となる集積場を収集委託業者に連絡するため、変更する1週間前までに行ってください。

【担当】環境推進課 ☎24-8069

Q 町内会が減免でごみを持ち込むことはできますか？

A 町内会やわがまち美化ピカ隊が行う環境美化活動に伴うものは、減免でごみを持ち込むことができます。減免で持ち込む場合には、1車両当たり1枚の「廃棄物処理手数料減免申請書」が必要となります。「減免申請書」は環境推進課又はエコロジ

ーパークこまつで受け取り、代表者の記名押印の上、減免の理由を記載し、搬入時に提出していただきます。事前にエコロジーパークこまつ(☎41-1600)へ搬入日時、内容等をご連絡ください。

【担当】 環境推進課 ☎24-8069

Q 町内会で清掃活動を行っていますが、活動に対して支援はありますか？

A わがまち美化ピカ隊の支援制度を活用ください。わがまち美化ピカ隊は、市が管理する道路や公園などを年2回以上清掃し、その活動実績をご報告頂く清掃ボランティアの登録制度です。市からの支援内容としましては、次の4点あります。

- ① 清掃活動に必要なごみ袋を配布します。
- ② エコロジーパークこまつへのごみの持ち込みを減免します。
(減免申請書:1車両あたり1枚)
- ③ 草刈り機に必要な燃料を支給します。
- ④ 参加者のためのボランティア保険に加入できます。

※ボランティア保険の加入にあたっては、事前に参加者名簿を施設担当課に提出していただく必要があります。

【提出先:施設担当課】

市道:道路課、公園:緑花公園課

こども園等:子育て環境課、小・中学校:教育庶務課など

※代表者、参加者名簿に変更がある際もその都度、施設担当課への届け出が必要です

【担当】 環境推進課 ☎24-8069



Q 大型ごみの出し方は？

A 「大型ごみ指定品目(83 品目)」は、有償で、自宅前で個別に収集します。事前にエコロジーパークこまつ(☎41-1600)への予約が必要です。詳しくは、各世帯に配布されます、「家庭ごみの分け方・出し方の手引き」やごみ出しカレンダー等をご覧ください。

なお、エコロジーパークこまつに持ち込む場合は、エコロジーパークこまつ搬入手数料をお支払いいただきますので、大型ごみ処理券を購入する必要はありません。

【担当】 環境推進課 ☎24-8069

◆ 動物関係 ◆

Q アライグマによる被害があるのですが・・・

A 担当課までご連絡ください。

アライグマ捕獲従事者証をお持ちの方には、箱わなを貸し出すことができますので、事前申し込みのうえ受け取りに来てください。箱わなは、設置から捕獲、撤去まで自己管理となります。捕獲後は速やかに担当課に連絡をお願いします。捕獲されたアライグマは市が対応します。なお、捕獲した場合は、危険ですので、むやみに近づかないようにしてください。

※アライグマ捕獲従事者証がない方は民間事業者(有料)にご相談ください。

【担当】 環境推進課 ☎24-8067

Q 野良犬を発見したが、どうしたらよいですか？

A 野良犬の捕獲は、石川県南加賀保健福祉センター(☎22-0795)または小松警察署(☎22-0110)までご連絡ください。

【担当】 環境推進課 ☎24-8069

Q 熊を見た(熊の痕跡を見つけた)が、どこに連絡すればよいですか？

A 担当課まで連絡してください。また、熊出没情報が入った場合、関係町内会に防災行政無線を使った周知連絡をお願いいたします。小松警察署生活安全課(☎22-0110)でも受付します。

【担当】 農林水産課 ☎24-8081

Q 傷病の野生鳥獣がいます。どうしたらよいですか？

A ご自身でいしかわ動物園(☎51-8500)に搬送ができる場合は、事前に連絡のうえ搬送ください。搬送できない場合は担当課にご相談ください。

【担当】 農林水産課 ☎24-8081

Q 屋内にタヌキ・ハクビシンが棲みつきました。どうしたらよいですか？

A 担当課にご相談ください。捕獲業者を紹介するか、条件により捕獲檻を貸出します。捕獲後は捕獲した方の責任で処分いただくこととなっています。

【担当】 農林水産課 ☎24-8081

Q アメリカシロヒトリの防除機を借りたいのですが…

A 貸し出しを行っています。貸出先は町内会や学校等の団体単位となっております。なお、駆除剤は、斡旋しておりませんので農協や薬局へお問い合わせください。事前に防除機が空いているか確認が必要となります。

【担当】 農林水産課 ☎24-8080

Q 野鳥の死骸を発見したが、どうしたらよいですか？

A 県の指導により、複数(5羽以上)まとまった野鳥の死骸がある場合は鳥インフルエンザの可能性がありますので、石川県南加賀農林総合事務所(☎23-1707)に連絡してください。数羽(5羽未満)の場合は、鳥インフルエンザの可能性は低いと思われる。尚、処理の際、野鳥には細菌や寄生虫を持っているおそれがありますので、直接手で触れることのないようにご注意ください。

【担当】 農林水産課 ☎24-8081

Q 動物の亡骸(犬や猫、小動物等)を引き取ってほしいのですが…

A 市では、動物(犬や猫、小動物等)の亡骸について、エコロジーパークこまつ(☎41-1600)で引き取っておりますので直接お持込みください。料金は、1体1,000円です。

【担当】 エコロジーパークこまつ ☎41-1600

◆健康・福祉関係◆

Q 高齢者だけの世帯について安否確認ができるものがありますか？

A 高齢者の安否が確認できるものとして、以下のものがあります。

① 安心通報システム事業

65歳以上の一人暮らし高齢者等を対象に緊急通報と安否確認の端末機を設置し、端末機のボタンを押すと相談センターへつながり、緊急や相談に対応します。センターでは、煙感知による火災通報、安否確認装置による緊急信号を自動的に受信し、月1回の電話によるお元気コール等で安否確認を行います。（機器使用料 月額 400円、設置費用はかかりません。）

② 配食サービス事業

主に見守りが必要で調理が困難な65歳以上のひとり暮らしの高齢者等に配食を通して安否の確認をします。

利用回数 1日2回(昼・夕)まで(ただし介護サービス等利用日は除く)

対象 ひとり暮らし高齢者、身体障がい者等で必要と認められた人

【担当】 長寿介護課 ☎24-8168

Q 高齢者に関する相談場所を知りたいのですが・・・

A 市内 10 カ所に高齢者総合相談センターがあり、専門の相談員等が、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的な相談・支援を行っています。

「近所のひとり暮らしの高齢者が心配」などのご相談も、お気軽

に担当区域の高齢者総合相談センターへご連絡ください。

担当区域 (小学校区)	相談センター	TEL FAX	所在地
芦城 第一(糸町、白江 町、白松町を除く)	丸内・芦城 高齢者総合相談 センター	23-5225 23-3641	土居原町 175 芦城クリニック1F
稚松(上牧町、下 牧町を除く) 第一(糸町、白江 町、白松町)	丸内・芦城 第二 高齢者総合相談 センター	22-5070 22-5071	園町二 155-1 おれんじハウス1F
安宅(上牧町、下 牧町を含む)	安宅・板津 高齢者総合相談 センター	41-6055 24-8703	安宅町ル 1-8 ケアハウス ファミリー1F
犬丸、荒屋 能美	安宅・板津 第二 高齢者総合相談 センター	46-6192 46-6193	蛭川町西 103-1 明峰の里敷地内
向本折、苗代 蓮代寺	松陽・御幸 高齢者総合相談 センター	22-2280 23-2055	向本折町ホ 31 松寿園1F
今江、串、日 末	松陽・御幸 第二 高齢者総合相談 センター	46-6883 46-6884	今江町 1-428 小屋ビル 1F
国府、中海 東陵	国府・中海 高齢者総合相談 センター	47-2921 47-2968	岩渕町 46-2 グリーン・ポート 小松 1F
金野、波佐谷 西尾	松東 高齢者総合相談 センター	46-8211 46-8202	長谷町 50-5 JA きらら前
粟津、那谷 矢田野	南部 高齢者総合相談 センター	65-3131 65-1101	上荒屋町 ソ 4-10 自生園敷地内
月津、木場 符津	南部 第二 高齢者総合相談 センター	44-5750 44-5270	矢田野町ヲ 98-1(春日町)

【担当】 長寿介護課 ☎24-8168

Q 福祉に関するボランティア活動をやりたいのですが…

A 小松市社会福祉協議会で、福祉ボランティアの紹介などを行っています。ボランティア活動をしたい人、ボランティアの支援を必要とする人たちの相談、ボランティア活動の場の提供などを行っています。また、こまつまちづくり交流センターでもボランティア活動の支援をしています。

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354
こまつまちづくり交流センター ☎25-1010

Q 市から敬老祝品が贈られるのは何歳ですか？

A 小松市では、永年にわたり家庭や地域社会に貢献された方々に敬老の祝品をお贈りしています。80歳の方には、杖やトレッキングポール、血圧計などから一品を、77歳の方には肖像写真をお撮りして進呈します。対象の方には、小松市社会福祉協議会より直接連絡があります。

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354
長寿介護課 ☎24-8149



Q 高齢者だけの世帯の生活支援をしてもらえる制度はありますか？

A 高齢者だけの世帯でちょっとしたお手伝いが必要な場合は、地域のボランティアの方が生活支援をしてくれる「地域サポートクラブ」という制度があります。

- ・サポートの内容 買い物・ごみ出し・掃除などの日常生活支援
将棋囲碁等の趣味活動・話し相手
- ・利用回数 おおむね週1～2回
- ・利用料 1回100円

※利用できるのは、65歳以上の一人暮らし、または家族が障がいや病気等により支援がむずかしい世帯の方で、はつらつシニア支援事業の事業対象者 または介護認定が要支援1・2の方です。

介護認定が要介護の方は担当ケアマネと相談し、サポートクラブ + (プラス)の利用ができます(利用料は異なります)。

※サポートをしてくれる方も募集しています。

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354
長寿介護課 ☎24-8168

Q お年寄りの方が気軽に集まれる場所はないですか？

A 家に閉じこもりがちな人や、健康面で不安のある方へ、社会参加をし、生きがいのある生活を送れるよう日常動作訓練や趣味活動(生きがい活動)等を提供します。

① 千松閣

施設利用料100円(1回あたり)でお風呂、休憩所、日常動作訓練や趣味の活動等に利用できます。

【担当】 千松閣 ☎41-1316

② ふれあいルーム(市内6ヶ所)

日常動作訓練、趣味活動、教養講座を開催しています。

【担当】

≪ 東部ふれあいルーム、南部ふれあいルーム ≫

小松市社会福祉協議会 ☎22-3354

≪ JA小松市板津支店、ひがし支店、だいいち支店、みゆき支店 ≫

JA小松市ふれあい福祉課 ☎23-4040

③ いきいきサロン(市内 185 カ所)

各町の公民館等で、地域の高齢者や、一人暮らし高齢者等に対して、互助の精神で、同じ世代の人々やボランティアとの楽しいふれあいの場を提供します。主に、健脚体操やレクリエーション等を行っています。

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354

④ ゆったりサロン(ミニデイ)(26 カ所)

公民館等の身近な場所でレクリエーションや体操、茶話会など様々な活動を通して、閉じこもりや要介護の状態にならないように、また、自立した日常生活を支援します。

(いきいきサロンよりもやや身体機能が低下した方向けです)

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354

Q 市内の斎場(火葬場)について知りたいのですが・・・

A ・斎場の名称 小松加賀斎場 さざなみ
・所在地 小松市日末町×16番地1
(☎46-5600)

・利用可能時間 午前9時～午後6時

・休場日 毎月第一月曜日、1月1日、8月15日

斎場の利用は事前に予約が必要です。葬祭業者が予約をしますが、葬祭業者を介さずに市役所の窓口等へ死亡届を提出される際は、市民課職員が予約します。

斎場のご利用に関しては、小松加賀斎場さざなみへお問い合わせください。

【担当】 市民課 ☎24-8065

Q 虐待の相談をしたいのですが…

A 担当課へご連絡ください。



- | | | |
|-------------|--------------------------------|-------------|
| ●子どもの虐待 | 最寄の児童相談所 | ☎189(いちはやく) |
| | 子育て支援課 | ☎24-8073 |
| ●高齢者の虐待 | 長寿介護課 | ☎24-8168 |
| ●障がい者の虐待 | ふれあい福祉課 | ☎24-8182 |
| ●配偶者や恋人等の暴力 | 小松市パープル
ほっとライン
(子育て支援課内) | ☎24-8178 |

◆その他◆

Q 町内会で土地・家屋を所有したが、固定資産税は減免になりますか？

A 『土地・家屋の所有者が町内会である』ということだけでは、固定資産税は減免になりません。しかし、公民館等のように、公益のために直接使用されている土地・家屋であれば、申請していただき、審査によって減免が受けられる場合があります。

【担当】 税務課 ☎24-8031・8032

Q 地籍調査について知りたいのですが…

A 地籍調査は、土地の地目や境界等を調査し、測量を行う調査です。地籍調査により現地にあった正確な土地の状況を登記簿や公図に反映させることは、「土地を購入し、改めて測ってみたが登記簿の面積と違っていた」、「相続を受けた土地の正確な位置がわからなかった」など様々な土地トラブルの未然防止や土

地取引の円滑化などのメリットがあります。調査は町内会単位で実施しますので、各住民の事業への同意が必要となります。

【担当】 管財課 ☎24-8026

Q 町の名称や地番を変更したいのですが…

A 地籍と町名が異なっている町の町界・町名を整理することで、住民票や運転免許証などの表記の一致、郵便物・宅配物などのスムーズな配送など、日常生活の利便性の向上を図ることができます。そのためには、そこに住む住民の同意だけでなく、隣接する町内会及び生産組合などの同意が必要です。また、市議会での議決が必要となります。

【担当】 総務課 ☎24-8020

Q 町の人口や市の統計について知りたいのですが…

A 毎月一日現在の町別の人口や、市に関する基本的な統計データをまとめた各年度の「小松市統計書」を小松市ホームページに掲載しています。

【担当】 総務課 ☎24-8020

Q 使送で送られてくる配布物(広報こまつ等)について知りたいのですが…

A ●配布部数変更・過不足について

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

●広報こまつに関するご意見

【担当】 広報秘書課 ☎24-8016

Q 町内会の名義で不動産の登記をするにはどうすればよいですか？(認可地縁団体制度)

A 町内会は、その所有する不動産(土地、集会施設等)について、町内会には「法人格」がなかったため、町内会の所有であっても町内会名義での不動産登記ができませんでした。そのため、個人名義や共有名義で登記され、名義人の死亡などの場合、名義変更や相続など財産上の問題が生じていました。このような問題に対して、平成3年に地方自治法が改正され、町内会などの地縁による団体のうち、法律上の一定の要件に該当する場合は、市長の認可があれば「法人格」を取得できるようになり、その団体名義で不動産登記ができるようになりました。認可を受けるには町内会の総会の議決、法律の要件を満たす規約の制定、その他所定の手続が必要です。

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

Q 町内会長の変更に伴い、必要な手続きはありますか？

A 任期満了等の理由により町内会長が変更になった時は、届出が必要になります。併せて、地縁団体に登録している町内会については、代表者の変更手続きが必要となります。いずれの手続きも所定の様式がありますので、必要事項記載のうえ、担当課まで提出してください。

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

Q 「結ネット」について教えてください

A 災害発生時等における緊急連絡や、市から町内会への事務連絡をスムーズに行うためのスマートフォンアプリです。1 町内会あ

たり4名の役員の方が登録できます。役員変更に伴う登録者変更の際にはご連絡下さい。詳細は担当課にお問合せ下さい。

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

Q 町内会役員が事故に遭いました。何か手続きはありますか？

A 石川県町会災害補償制度(トップ保険 0120-030343)の町会役員災害補償制度に加入者(町内会長は市で加入、その他町内会役員は任意加入。)が町内会関係の活動に従事中、偶発的な事故により傷害を受けた場合、その程度に応じ補償金(普通傷害保険)が支払われます。

事故の他にも加入者が病気(私傷も含む)による死亡、入院、あるいは自宅の火災・天災の災害を受けた場合、見舞金(見舞金共済)が支払われます。

いずれも請求の手続きが必要となります。

役員の死亡、事故、入院等については、担当課までご連絡ください。

【担当】 地域振興課 ☎24-8397



Q 町内で出た落ち葉などを集めてたい肥化したいのですが。

A 町内会・校下単位で、たい肥枠・コンポストを貸し出します。

① 貸出範囲及び貸出

・1単位あたり3基(段)まで貸出しとする

●たい肥枠 ・1基:容量200L

・寸法790mm×790mm×400mm

- コンポスト ・1基:容量130L
・高さ660mm程度

② その他

- ・運搬・設置・管理については、申請者が行ってください。
- ・貸出については、予算の範囲内とし、先着順となります。

【担当】 環境推進課 ☎24-8069

Q 町内に住む外国人のことで相談したいのですが。

A 市が行っている事業に関すること(例:ごみ出し等)であれば、それぞれの事業担当課にご相談ください。外国人住民に対して伝えたいことがあるけれど言葉が通じないという場合は、地域振興課にご相談ください。

【担当】 地域振興課 ☎24-8397

Q 住民基本台帳の閲覧をしたいのですが・・・

A

・閲覧できる条件

町内会長が、防災上必要な町民名簿の作成目的で行う閲覧

・閲覧項目

住所、氏名、生年月日、性別

・閲覧場所

小松市役所本庁市民課

南支所

(符津、木場、粟津、那谷、矢田野、月津の6校下)

・閲覧日

火曜日から金曜日(9:00～12:00、13:00～16:30)
(※月曜日及び祝日の翌日と、4月1日～4月14日、
10月1日～10月14日は閲覧不可)

・閲覧人数

二名まで

・申請に必要なもの

閲覧する方の身分証明書(運転免許証など)
申請書及び誓約書(いずれも町内会長印が必要)

・閲覧の流れ

- 1, 事前に閲覧の予約をお願いします。(☎24-8065)
- 2, 閲覧当日、上記必要書類をご持参いただき、窓口にて申請
ください。

・閲覧手数料

無料

【担当】 市民課 ☎24-8065

5 ご協力をお願いしています

- 各種委員(主なもの)
- 募金



種委員(主なもの)

◇民生委員・児童委員

内 容： 民生委員・児童委員は、福祉的援助を必要としている方々の相談に応じたり、福祉事務所や社会福祉協議会とのパイプ役として活動する方々です。

任 期： 3年

【担当】 ふれあい福祉課 ☎24-8051

◇主任児童委員

内 容： 校下連合町内会長の推薦による。主任児童委員は児童に関することについて、専門的に担当し、地域の子どもたちが安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・援助活動などを行っています。

任 期： 3年

【担当】 子育て支援課 ☎24-8073

◇けんこう推進委員

内 容： 町内会長の推薦を受け、各町内会に一人います。地域の健康づくりのリーダーとして、健康講座や健康づくりのイベントを町や校下単位で企画・実施したり、また、町内放送などで、市の検診についてお知らせや受診の呼びかけをしています。

任 期： 2年

【担当】 いきいき健康課 ☎24-8161

◇小松市廃棄物減量等推進員(リサイクルリーダー)

内 容： 町内会長の推薦を受け、各町内会に一人以上います。ごみの減量化、資源化、適正処理などごみ対策事業の円滑な推進を目的に活動していただきます。

任 期： 2年

【担当】 環境推進課 ☎24-8069



金

◇緑の募金「家庭募金」

時 期： 4月～5月

内 容： 県民参加やボランティアによる森づくりといった森林の整備、地域環境緑化、苗木の配布等の緑化の推進を目的としています。

【担当】 農林水産課 ☎24-8081

◇日赤社資募集

時 期： 6月～9月

内 容： 日本赤十字社は、災害救護活動や海外での救援活動、血液事業、医療事業など非常に公共性の高い事業を実施しています。皆様方から寄せられた社資がこれらの事業の重要な活動資金となっています。

【担当】 ふれあい福祉課 ☎24-8052

◇社会を明るくする運動「愛の灯募金」

時 期： 8月

内 容： 社会を明るくする運動小松市実施委員会が、更生保護の諸活動や青少年の健全育成等の事業を実施する上での原資とするために、市内各町内にご協力をお願いするものです。

【担当】 生涯学習課 ☎24-8128

◇赤い羽根共同募金

時 期： 10月～12月

内 容： 赤い羽根共同募金は自分達の地域を良くする活動を支援するために使われます。いきいきサロンの運営や、災害時においてボランティアの方々の支援をするための活動など地域福祉に役立てています。小松市社会福祉協議会で取り扱っています。

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354
ふれあい福祉課 ☎24-8052

◇歳末たすけあい運動

時 期： 12月

内 容： 共同募金運動の一環として地区社会福祉協議会等の関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加を得て地域の福祉のために行われます。小松市社会福祉協議会で取り扱っています。

【担当】 小松市社会福祉協議会 ☎22-3354
ふれあい福祉課 ☎24-8052

6 チェック！！

- 手続きチェックリスト



続きチェックリスト

◇町内会役員について

★町内会長の変更に伴う手続き★

	チェック欄	掲載ページ
・町内会長届の提出	<input type="checkbox"/>	52
・結ネット登録申請書の提出	<input type="checkbox"/>	52
・地縁団体の代表者の変更届出 (登録している町内会のみ)	<input type="checkbox"/>	52
必要な書類		
1 告示事項変更届出書	<input type="checkbox"/>	
2 承諾書	<input type="checkbox"/>	
3 認可地縁団体印鑑登録申請書 (代表者の免許証写し)	<input type="checkbox"/>	
4 会長変更を総会で議決したことを 証する書類(議事録)	<input type="checkbox"/>	

★町内会役員の死亡・事故・入院等に伴う手続き★

	チェック欄	掲載ページ
・地域振興課 24-8397へ連絡・届出	<input type="checkbox"/>	53